仕 様 書

1. 件名

健康診断業務

2. 目的

NEDO役職員に対し、労働安全衛生規則第44条の規定に基づき健康診断を実施する。

3. 実施期間

2025年4月1日から2026年3月31日まで

(土曜日、日曜日、国民の祝日及び12月29日から1月3日を除く。これら以外で受注者の事情により実施不可能な日がある場合は、発注者の了承を得ること。)

なお、「7. 結果報告」については2026年4月30日までとする。

4. 実施場所

健康診断の実施場所は、以下の条件を満たすこと。

- (1)発注者の所在地(神奈川県川崎市幸区大宮町1310番)から、徒歩及び公共交通機関を利用して、片道40分以内であること。
- (2) 外来診療場所とは別棟、又は健康診断実施場所と建物内で区分されていること。
- (3)健康診断の受入開始時刻は原則午前8時から12時までの間とする。やむを得ず午後となる場合は、14時30分までの開始とすること。
- 5. 受診予定者数

本部役職員

- (1) 基本検査項目 約900名
- (2) オプション検査項目
 - ①胃部 X 線バリウム検査(35歳以上) 約600名
 - ②腹部エコー検査(35歳以上)約600名
 - ③子宮頸がん検査(女性) 約240名
 - ④前立腺検査(50歳以上男性)約460名
- (注) 受診予定者数は見込み数であり、実績数を保証するものではありません。

6. 検査

- (1) 基本検査項目
 - ①尿検査(pH、ウロビリ、蛋白、糖、潜血の項目を含むこと。)
 - ②便検査(潜血)
 - ③血液検査(MCH、MCHC、MCV、RBC、WBC、Ht、Hb、PLT)
 - ④生化学一般検査(γ-GTP、GOT、GPT、HDLC、T-Cho、TG、血糖、HbA1c、ALB、ALP、TP、A/G、T-BIL、LDLC、BUN、UA、B-AMY)
 - ⑤胸部 X 線検査(直接)
 - ⑥一般計測(身長、体重、BMI、肥満度、標準体重、血圧、視力、腹囲)
 - ⑦聴力検査(基本聴力 1000Hz、4000Hz)
 - ⑧心電図検査

- ⑨眼底検査(両眼検査)
- 10間診
- (2) オプション検査項目(基本検査に追加可能な検査)
 - ①胃部 X 線バリウム検査 (35歳以上)
 - ②腹部エコー検査(35歳以上)
 - ③子宮頸がん検査(女性)
 - ④前立腺検査(50歳以上男性)
- (3) 健診キットの配送

受注者は、各受診者の受診日一週間前までに届くよう健診キットを配送すること。 配送先については、原則発注者の所在地とする。ただし別途発注者が指定する受診者につい ては、各受診者の居住地とする。

7. 結果報告

受注者は、以下のとおり受診者の健康診断結果を報告すること。

- (1)健康診断結果を受診日から1か月以内、又は当月分を翌月20日までに紙又は電子媒体で受診者と発注者にそれぞれ提出すること。ただし、20日が土曜日、日曜日又は国民の祝日となる場合は発注者の翌営業日までとする。
- (2)毎月、月末までに実施した健康診断の結果を以下の形式で翌月末までに発注者に提出すること。ただし、②の3月分については、別途発注者が指定する日までとする。
 - ①経済産業関係法人健康保険組合が指定する XML 形式でまとめた電子データ
 - ②個人ごとの請求金額等(受診日、受診者氏名、受診者職員番号、請求金額(税込、税抜、消費税額))を Excel 形式でまとめた電子データ
- (3)全ての健康診断終了後、遅滞なく、厚生労働省が指定する定期健康診断結果報告書の作成に 必要なデータを発注者に提出すること。

8. 契約方法

別表「料金表」に記載の各検査項目受診者1名あたりの単価契約とする。 なお、別表「料金表」に記載の各検査項目は、6.検査に記載のとおり。

9. 支払方法

月末締めとし、検査検収後、月ごとに別表「料金表」の単価に各項目を実施した実績数を乗じて算出した金額を支払うこととする。

10. その他

- (1) 本業務に係る諸経費を含む全ての経費は受注者の負担とする。
- (2) 受注者は適格請求書発行事業者である場合、発注者に対し適格請求書を交付すること。
- (3) 本仕様にない事項又は仕様について生じた疑義については、発注者と協議のうえ解決すること。

料金表

検査項目	単位	単価(税抜き)
(1) 基本検査項目	1名あたり	円
(2)オプション検査項目		
① 胃部 X 線バリウム検査 (35歳以上)	1名あたり	円
② 腹部エコー検査(35歳以上)	1名あたり	円
③ 子宮頸がん検査(女性)	1名あたり	円
④ 前立腺検査(50歳以上男性)	1名あたり	円

[※]消費税及び地方消費税は別途加算する。

ただし、加算額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。